

社会福祉法人手をつなぐ 平成31年度 事業計画書

法人の基本理念と基本方針

1 基本理念

社会福祉法人手をつなぐは、利用者の希望と親の想いを大切にし、家族、地域、支援者が共に協力し、障害者が自立し、社会参加が可能となる共生社会を目指します。

2 基本方針

- (1) 一人ひとりの人権を尊重し、心身の健康な成長を支援します。
- (2) 自立と社会参加活動に努め、良質なサービスの提供を図ります。
- (3) 地域の中で地域福祉の推進と信頼される施設づくりに努めます。
- (4) 専門性の使命と役割を自覚し、研鑽に励み職員の資質向上に努めます。
- (5) 健全な法人運営に努め、財政基盤の安定と透明性を図ります。

平成31年度法人を取り巻く課題

1 社会福祉法人制度改革への適正な対応

「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組の実施」等制度改革に適切に対応していく必要がある。

2 経営基盤の安定化

障害者総合支援法の見直しを受けて、すべての事業所の経営分析を行い、戦略性の高い経営を推進する必要がある。特に「あすなろ園産直羽場店」事業所の就労継続支援A型事業において、10名での事業所経営規模に限界が来ている（福祉収入と就労支援収入を含めると赤字続きとなっている。）これまででは、法人全体の収入で補ってきていますが、上記法律の見直し（単価改正等）を踏まえて、法人全体での経営効率を考えた事業展開が必要である。

3 利用者の活動場所の整備（建物の改修工事）

現在「あすなろ園飯岡事業所」と「あすなろ園産直羽場店」の建物を岩手中央農業協同組合より借りて事業を行っていますが、建物が40年以上経っており、雨漏れや軒下の腐食等による改修工事が必要となってきています。又、あすなろ園産直羽場店においては、食堂からの雑排水が田んぼに引く水路にヘドロとして蓄積し、市民からクレームがきていることから、その対策と今後の整備計画を作成する必要がある。

4 地域ニーズに即したサービス提供と地域福祉の一層の推進

当法人も創立以来20年が経過し、当時の利用者の方も、50代、60代になって来ている。最高齢では、70歳代の方が当法人のあすなろ園を利用しながら、グループホームで生活をしておりますが、

高齢化に伴う支援内容が必要となっており、従来のサービスだけでは、ニーズに即した対応ができない状況であります。又、制度改革において「地域における公益的な取組の実施」に向けた、仮称：「地域福祉情報連絡会」を立ち上げ、地域のニーズの把握とそれと併せた公益事業の実施に向けた準備を進める必要がある。

5 20周年記念式典

平成10年9月18日に法人を設立し、平成11年4月1日にあすなろ園を創設し、平成30年度で開設20年目を迎えることから平成30年度は「社会福祉法人手をつなぐ開設20周年記念準備委員会」を立ち上げ準備を進めてきたが、今年度は開催年度にあたり、さらに内容を詰めて準備を進めいく。

平成31年度 社会福祉法人手をつなぐ事業計画の概要について

1 一人ひとりの人権を尊重し、心身の健康な成長を支援します。

(1) 権利擁護及び虐待防止への取り組み

障害者の社会参加が進むにつれ、障がい者本人による自己選択・自己決定が自立支援の一つとされる中で、権利侵害や広い意味での虐待が行われる場合も多くなってきた。

平成22年12月岩手県においては、「障害のある人もない人も共に生きる岩手県条例」が制定された。さらに国においては、平成23年6月24日に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の制定を受けて、当法人においてこれらの認識を深めるとともに、防止のための研修と仕組みづくりを進める。

また、障害者差別解消法の平成28年4月1日施行に伴い、平成29年度全体施設職員研修会において、この法律の趣旨や「障がい者権利擁護」「合理的配慮」等の概要について、全職員で認識を共有できたが、さらに平成31年度においては、知的・発達障害のある人がその人らしい暮らしを選択できるよう、重度障がいであっても本人の意志を確認し尊重するための「意思決定支援」についても、支援者の意識を高め、実践を深めていく。

2 自立と社会参加活動に努め、良質なサービス提供を図ります。

(1) 日中活動におけるサービスの見直し

ア あすなろ園の高齢化の利用者へのサービス内容の見直し

あすなろ園開設20年が経過し、作業能力や生産能力が落ちてきている利用者が10名程度いることから、生活能力維持や余暇活動を中心とした生き甲斐サービス(デイサービス的生活介護)の提供を行う。

イ 手をつなぐ就職支援センター「mu・cre」のサービス内容の向上

就職支援の仕事を通じて社会参加を進めるとともに、日中活動における生活支援や行事により自立と社会参加を促進する。自立訓練(生活訓練)のプログラムの充実とその先にある一般就労への移行・定着力を高めつつ、地域で生活する場を整えていく。

(2) 苦情解決制度への取組

平成 31 年度も第三者委員に年 2 回相談日を決めて、あすなろ園、さわら園及び手をつなぐ安心生活支援センターに足を運んでもらい、事業所の状況の確認や利用者からの相談にのっていただく。職員の取組としては、利用者や保護者の「意見・要望」に考慮し、日常的な状況の把握と意見傾聴を意識した対応に努める。

(3) 第三者評価の導入

一定の基準以上のサービスの質を担保する考え方から、第三者からの評価を活用するなど、事故の提供するサービスについての客観的認識に努め、その結果を踏まえて、接客的にサービスの質の向上が図れるよう体制づくりを進める。今年度は、現場職員において「第三者評価チーム」を結成し、導入に向けた勉強会を行う。

3 地域の中で地域福祉の推進と信頼される施設づくりに努めます。

(1) 地元地域の公益事業

社会福祉法人制度改革の中の「地域における公益的な取組の実施」に対応していく必要があることから、仮称：「地域福祉情報連絡会」を立ち上げ、地域のニーズの把握とそれと併せた公益事業の実施を進める。

(2) 全国規模の公益事業：全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会事務委託事業

これまで全国各地で立ち上げた福祉作業所への支援事業として、全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会が設けられ、障害のある保護者の想いを受け止める事業所の連携を図るため活動を進めている。これに係る事務局業務を次のとおり受託する。

ア 依頼先：全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会

イ 委託期間：平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

ウ 事務内容： 文書の受発信、整理、保管に関する事項

会員名簿の作成及び会費の請求に関する事項

金銭の出納に関する事項

会議招集及び会議資料作成事務に関する事項

経理処理、その他庶務に関する事項

エ 委託料：事務手数料 年間 10 万円

4 専門性の使命と役割を自覚し、研鑽に励み職員の資質向上に努めます。

(1) 職員研修

平成 25 年 4 月に開設した障害福祉サービス事業所「さわら園」も 6 年目で定員一杯の利用者 40 名となる。さらに平成 28 年 10 月 1 日に開設した複合施設「手をつなぐ安心生活支援センター」の利用者を含めると約 150 名の利用者の就労と生活の支援をすることとなる。

また、職員においても、あすなろ園グループ 37 名、さわら園 16 名、手をつなぐ安心生活支援センター 15 名、合計 68 名となることから、中堅職員や管理職員研修の充実を図るとともに、高齢

化・重度化に対する支援度を高める研修にも力を入れ、より質の高いサービスが提供できるよう取り組む。

(2) 法人役員と施設役職員合同研修会

社会福祉法人という、公益性の高い組織であるということを自覚し、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上に努める。また、法人経営を意識しながら、相手の立場に立ち、やさしい心で利用者支援にあたれるよう、高い専門性と責任感が持てる職員を目指すべく、法人役員、評議員、施設役職員と合同で研修を行い、福祉の課題や今後の目指す方向性などを考える。

5 健全な法人運営に努め、財政基盤の安定と透明性を図ります。

(1) あすなろ園での高齢化に伴う生活介護を踏まえた多機能事業への転換で稼働率を高める。

あすなろ園への利用希望を受けて、これまで定員 40 名であったところ、平成 27 年度より定員 47 名と変更しニーズに対応してきておりますが、平成 30 年度から利用定員を見直し、報酬単価を確保するとともに、新たに高齢化・障害の重度化による利用者の方に適した支援として、就労継続支援 B 型事業の一部を生活介護事業（定員 10 名）に転換し、利用者の安定化と稼働率確保に努める。

(2) あすなろ園産直羽場店事業所の経営の安定化

就労継続支援 A 型事業を定員 10 名で単独事業所として進めてきましたが、就労移行支援事業を手をつなぐ安心生活支援センターに移行したこともあり、利用者の職員 1 人あたりの受け持つ人数が少なく、効率が悪くなっている。現在、就労支援の収支は何とか黒字ではあるが、福祉事業としての収支が逆転してきた。法人全体の収支においても、平成 29 年度、30 年度と 800 万円程度マイナスとなり、単年度での黒字が難しくなってきたことから、根本的な事業の見直しが必要となってきた。

あすなろ園産直羽場店事業所で高い工賃や一般就労につながる、就労継続支援 B 型事業（定員 10 名）等を開設し、これから的一般就労に向けた多様なニーズの就労支援の場を確保するとともにより安定的な基盤を整備する。

(3) 手をつなぐ安心生活支援センター新規事業の運営の安定化

平成 30 年度のグループホーム「あざみ」の稼働率が 65 % と悪かった事や、短期入所事業の開始が 1 年半遅れたことから、事前に職員を採用していたこともあり、収入無しの支出だけの事業となつた。何とか、短期入所事業が平成 30 年 3 月より実施が可能となつたが、夜勤勤務の職員体制が全部揃わぬ約 30 % の稼働に止まつた。これを 70 % の体制までに持っていく。

ア 定員 6 名のグループホームを定員 7 名とし、併せて稼働率を 65 % から 80 % に上げる。

イ 定員 2 名の短期入所の稼働率を 30 % から 70 % に上げる。

(4) 福祉・介護職員待遇改善加算のさらなる充実

これまで加算については、からまでの御段階の中の（給付費 × 5.0 %）を申請しておりましたが、要件を整備して（給与規程の昇給基準に経験年数による昇格を入れる。）昨年度から加算

(給付費×6.9%)を申請し適用させている。今年度も引き続き加算を申請し、定期昇給による財政の不足を補う。

平成31年度 社会福祉法人手をつなぐ事業計画の詳細について

1 各障害福祉サービス事業所の状況及び計画

(1) あすなろ園本場

「あすなろ園」は21年目を迎え、就労支援においては充実してきたが、一方利用者の年齢層も当初に比べて高くなり、作業能力の衰えと併せて生活の支援度合いが増してきていることから、これまで作業をがんばる班と生活支援に重点を置いた生活班のプログラムを整え対応してきたが、平成31年度から一部を生活介護事業(定員10名)に転換して、これまでの就労継続支援B型事業との多機能型で、利用者の状況に合わせた対応を行う。

(2) あすなろ園飯岡事業所

「あすなろ園飯岡事業所」は開設14年目を迎え、菓子製造・販売においては、一定の顧客確保とブランド化を図ることができた。しかしながら、店舗販売においては、土・日が営業しないこともあり、お客様のニーズに合わせた店舗経営ができず、利用者の仕事の確保に限界が来ていることから、店の一部を作業室とし、新たな仕事作りに取り組む。

生産性を求める菓子製造や受託作業に取り込む就労継続支援B型においては、生活介護との店舗・販売作業との連携の基、より安定的な作業確保と生産性向上に努める。

(3) あすなろ園産直羽場店

「あすなろ園産直羽場店」は開設12年目を迎え、これまで就労移行支援事業との多機能事業の中で、利用者の働く力を高める環境を整えてきたが、今後は雇用している利用者の一人一人の生産活動の質や内容並びに働く環境等を見直し、就労継続支援A型事業の収益確保ができる環境を整える。また、平成28年9月まで多機能型事業により全体で18名の利用者支援を進めておりましたが、現在は単独で9名の利用者だけの支援となっていることから、職員一人当たりの利用者支援効率が悪くなっている。今後、高い工賃や一般就労につながる、就労継続支援B型事業(定員10名)等の開設を検討し、これから的一般就労に向けた多様なニーズの就労支援の場を確保するとともに効率性を上げ、安定的な経営基盤を整備する。

(4) さわら園

「さわら園」は開設7年目を迎え、事業所現員が40名に達し、経営的にも安定しつつあるが、利用者の生活介護の出勤率が75%と低いことから、生活介護支援プログラムの更なる充実と職員の支援スキルの向上に努めるとともに、利用者の出勤率を高めていく。

一方、生産活動においては、自主製品の売り上げがばらつく中、生活介護事業の利用者が行える受託作業が少ないとことから、更なる受託確保を図るとともに、喫茶・菓子製造の収支バランスを考えた原価の見直し、経常利益を高めていく。

(5) 手をつなぐ安心生活支援センター

「手をつなぐ安心生活支援センター」が、平成28年10月1日に開設し、単独事業所としての職員体制作りを進めながら、共同生活援助事業所「あざみ」の安定と稼働率アップに努力してきた。また、短期入所事業所が平成30年3月1日に開設し、法人内で希望する利用者53名の宿泊訓練を実施したが、今後困りごとに応じた短期入所事業の内容の充実に努める。一方、「手をつなぐ就職支援センター「mu・cre」においては、平成30年10月1日から始めた一般就労後の継続的な雇用が可能となるよう支援する就労定着支援(定員10名)の実施にあたっての流れを整える。また、就労移行支援事業所が増え、当事業の定員割れが生じていることから、就労移行支援と自立訓練との多機能としての強化や定員バランスを再検討する。

2 各事業所のサービス事業内容内訳(平成31年4月1日現在予定)

(1) 障害福祉サービス事業所 あすなろ園グループ

- ア 障害福祉サービス事業所 あすなろ園(多機能型) 定員40名
 - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援B型 定員30名(現員32名)
 - ・障害福祉サービス事業 生活介護 定員10名(現員10名)
- イ 障害福祉サービス事業所 あすなろ園飯岡事業所(多機能型) 定員30名
 - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援B型 定員22名(現員22名)
 - ・障害福祉サービス事業 生活介護 定員 8名(現員 8名)
- ウ 障害福祉サービス事業所 あすなろ園産直羽場店 定員10名
 - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援A型 定員10名(現員 9名)

(2) 障害福祉サービス事業所 さわら園(多機能型)

- ・障害福祉サービス事業 就労継続支援B型 定員20名(現員21名)
- ・障害福祉サービス事業 生活介護 定員20名(現員20名)

(3) 地域生活支援拠点施設(複合施設)手をつなぐ安心生活支援センター

- ア 相談支援事業所 手をつなぐ相談支援センター「スキップ」 契約規模150名
 - ・特定相談支援事業
 - ・障害児相談支援事業
- イ 障害福祉サービス事業所 手をつなぐ就職支援センター「mu・cre」定員30名
 - ・障害福祉サービス事業 自立訓練 定員 6名(現員 6名)
 - ・障害福祉サービス事業 就労移行支援 定員14名(現員 5名)
 - ・障害福祉サービス事業 就労定着支援 定員10名(現員 4名)
- ウ 障害福祉サービス事業所 手をつなぐ生活ホーム「あざみ」 定員 9名
 - ・障害福祉サービス事業 共同生活援助 定員 6名(現員 6名)

平成31年5月定員7名へ増員及び入居者1名増予定

- ・障害福祉サービス事業 短期入所 定員 2名

(4) 市町村地域生活支援事業： 日中一時支援事業 移動支援事業

地域活動の支援が必要な方への居宅支援として、一時預かり、余暇活動、社会活動への付添支援等を行う。

ア あすなろ園地域生活支援センター「ヤッホー」 平成19年4月1日指定

イ さわら園地域活動支援センター「スキップ」 平成25年4月1日指定

(5) グループホーム事業（共同生活援助事業）

ア ひのき館 共同生活援助 定員 4名（現員 4名）

イ なでしこ 共同生活援助 定員 5名（現員 5名）

定員5名の内訳として、特定入居利用者4名、体験利用1名としていたが、今年度から特定入居利用者5名の利用とし、体験利用のスペースを廃止する。

但し、これから体験利用の希望者に対しては、手をつなぐ生活ホーム「あざみ」の短期入所事業を利用いただき、生活支援度合いを確認していく。

3 新規事業の展開

(1) あすなろ園の事業規模やサービス体系の見直し

ア 定員枠の見直し

・平成26年度 全体定員：40、B型：41、自立：6、 契約者：47、実績人数：44.1

・平成27年度 全体定員：47、B型：41、自立：6、 契約者：47、実績人数：43.5

・平成28年度 全体定員：45、B型：45、自立：廃止、契約者：45、実績人数：41.5

・平成29年度 全体定員：45、B型：45、 契約者：43、実績人数：41.5

・平成30年度 全体定員：40、B型：40、 契約者：42、実績人数：39.5

・平成31年度 全体定員：40、B型：30、生介：10、契約者：43、実績人数：39.5

イ サービス体系の見直し

平成29年度は、就労継続支援B型の中で、「作業がんばる班」と「生活班」と支援内容の大枠を分け、個別支援に対応してきた。平成30年度においては、看護職員を配置し、生活支援における健康支援、食事支援等並びに生き甲斐余暇支援を充実させ、平成31年4月から多機能事業所として生活介護事業（デイサービス型）を開設し、高齢化・重度化した利用者への支援を充実される。

(2) あすなろ園産直羽場店事業所の経営の安定化

就労継続支援A型事業を定員10名（現員9名）で単独事業所として進めてきましたが、平成31年度においては、高い工賃や一般就労につながる、就労継続支援B型事業（ステップアップ型（定員10名）等の開設を検討し、これから的一般就労に向けた多様なニーズの就労支援の場を確保するとともに、より安定的な経営基盤を整備する準備を行う。

なお、開始時期については、希望する利用者や職員配置等の環境が揃い次第申請を行う。

ア 就労継続支援A型（雇用型）と就労継続支援B型（ステップアップ型）のサービス管理責任者の養成を行う。

- イ 産直羽場店の全体の生産性を考慮した就労継続支援B型の仕事の仕組み作りを行う。
農協との農・福連携における出向作業（施設外就労や施設外支援等）の確保
産直の生産者支援や店舗での地域のお客の困りごとへの支援（買い物ご用聞き等）
産直羽場店の商品等の移動販売（出張販売）を拡大。

（3）手をつなぐ就職支援センター「mu・cre」の経営の安定化

就労移行支援事業所が多くなり、定位割れが生じていることから、就労移行支援と自立訓練との多機能としての強化を図りつつ、定員バランスを次のとおり再検討する。昨年度10月から始まった定着支援が本格稼働できるよう、日課を見直し、体制を整える。

- ・平成30年度 自立訓練定員 6名（現員 6名）就労移行定員 14名（現員 5名）
- ・平成31年度 自立訓練定員 10名（現員 8名）就労移行定員 10名（現員 5名）

就労移行支援はニーズに対して事業所が供給過多で、知的障害の一般就労への希望は少なく、自立訓練の潜在的保護者のニーズは高いが、参入する事業所が少ないと見直しを行う。

なお、就労継続支援B型を実施する計画（平成30年10月25日理事会）については、常勤職員配置含めて現状難しいことから、あすなろ園産直羽場店での事業開始状況を踏まえて最終決定したい。従って手をつなぐ就職支援センター「mu・cre」での事業開始準備は保留とする。

4 理事会（開催予定）

- 第1回理事会 5月29日（水）
- 第2回理事会 12月14日（土）
- 第3回理事会 3月19日（木）

その他重要な案件があればその都度開催。

5 評議員会（開催予定）

- 定時評議員会 6月14日（金）
- 第2回評議員会 3月27日（金）

6 役員研修

（1）理事・監事、評議員共通研修（施設役職員含め実施）

- 12月14日（土） 理事・監事、評議員並びに施設役職員研修（法人内部主催）
- 4月下旬 盛岡市社会福祉法人全体指導会（盛岡市主催）

（2）監事・法人事務局研修

- 5月下旬 監事研修（岩手県社会福祉協議会主催）
- 3月中旬 決算セミナー（大沢会計主催）

7 監事による監事監査並びに出納調査

- 4月中旬 平成30年度第4四半期出納踏査
- 5月22日（水） 平成30年度決算・業務監査

- 7月中旬 平成31年度第1四半期出納調査
- 10月中旬 平成31年度第2四半期出納調査
- 1月中旬 平成31年度第3四半期出納調査

8 会計顧問（税理士）指導・会計チェック

- 4月中旬 平成30年度第4四半期会計指導
- 5月18日（金） 平成30年度決算会計指導
- 7月中旬 平成31年度第1四半期会計指導
- 10月中旬 平成31年度第2四半期会計指導
- 1月中旬 平成31年度第3四半期出納調査